

ポピンズルーム杏林 ご利用規約

当病児・病後児保育施設において、お子様をお預かりするにあたり、施設側と利用者側が共通認識を持つために利用に際しての規約を以下の通り定めます。

第1条（目的）

お子様の保護者(以下「委託者」という)は、当病児・病後児保育施設（以下「受託者」という）に対して、委託者の保護下にある病児保育利用登録申込書(以下「申込書」という)記載のお子様の病児・病後児保育を委託し、受託者はこれを誠実に遂行します。

第2条（委託時間）

- 1 委託時間は、ポピンズルーム杏林ご案内(以下「ご案内」という)「利用日及び利用時間」に記載のとおりとします。
- 2 委託者は、ご案内「利用日及び利用時間」に記載の委託時間終了時刻までに、必ず当施設においてお子様を引き取らなければなりません。
- 3 前項の終了時刻については、原則として延長はありません。ただし、委託者がやむを得ない事情によって前項の終了時刻までに当施設に來所できない場合、必ず事前に受託者に連絡することとします。
- 4 受託者が、お子様の病状が悪化する等、保育を続行することが適当でないと判断し、委託者に連絡した場合、委託者はすみやかにお子様を引き取るものとします。

第3条（委託内容）

- 1 受託者が委託者からお子様をお預かりした時点から業務を開始します。なお、ご案内「対象疾患」のとおり当施設でお預かりできない場合があります。
- 2 看護師および保育士が、ご案内記載の内容にしたがってお子様の保育を実施いたします。
- 3 受託者は、お子様のかかりつけ医および受託者連携医療機関と連携し、病状急変時に医療行為等を実施する場合があります。その場合、申込書または病児保育利用申請書に記載の保護者の連絡先へ連絡することとし、連絡が取れない場合は、事後に報告することとします。

第4条（持ち物）

- 1 委託者は、ご案内に記載された持ち物を、利用当日に持参しなければなりません。
- 2 受託者が、委託者からお預かりした持ち物、その他お子様が持参したおもちゃ等は、お子様の取り引き時にお返しいたします。但し、お預かりした持ち物の破損・紛失について、受託者は責任を負いません。

第5条（料金等のお支払い）

- 1 委託者は、受託者に対して、お子様を預ける際に、所定の料金を支払います。
- 2 受託者は、医療行為その他の実費および終了時刻までに当施設に来所できない場合の超過時間料金について、お子様の引き取り時にその料金を支払います。

第6条（善管注意義務等）

- 1 受託者は、善良な管理者の注意義務を持ってお子様をお預かりします。
- 2 受託者は、お子様の特殊事情に起因して発生した事故のうち、保護者からの病状・保育連絡票の「お子様について知らせておきたいこと」欄に記載のない事情に起因する事故については、責任を負いません。
- 3 受託者は、お子様に既に疾病が認められ、これが悪化し、またこれに関連・併発・起因して発生した事故（病名が同じであるか否かを問わない）については、責任を負いません。

第7条（責任限度額）

受託者は、万が一受託者の責めに帰すべき事由によってお子様に事故が発生した場合、受託者が加入している損害責任保険・傷害保険から支払われる保険金額をもって、委託者及びお子様の損害を補填するものとし、かつ当該保険金額をもって責任の限度とします。また、その保険契約により担保される支払事由の範囲内においてのみ、責任を負うものとしします。

第8条（緊急医療）

- 1 委託者は、お子様に緊急医療措置が必要となった場合、事前に連絡を受けることなくお子様のかかりつけ医、受託者連携医療機関等の医療機関の判断に基づく医療措置を受けさせることに同意します。
- 2 さらに医療措置が必要となった場合、受託者が選択した医療機関にお子様を搬送して医療措置をうけるさせることについて事前に同意します。
- 3 前2項について、受託者は医療機関の医療措置の内容・結果等について、責任を負いません。

以上